

東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修

業務委託プロポーザル実施要領

平成 30 年 7 月

東大阪市教育委員会

1. 業務名称

東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務

2. 業務委託の概要

(1) 事業者選定の目的

留守家庭児童の健全な育成と安全確保を図るため、本市の留守家庭児童育成クラブに従事する職員（放課後児童支援員及び補助員）に、資質向上を図る東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修を実施する事業者を募集する。

(2) 研修方針

放課後児童健全育成事業の関係法令等の他、厚生労働省が定める「放課後児童クラブ運営指針」、「平成30年度東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託仕様書」に基づき、事業者の創意工夫により総合研修を実施。

(3) 業務の範囲

別添「平成30年度東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(5) 委託費上限額

金7,000,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※東大阪市財務規則(昭和42年東大阪市規則第31号)第115条の規定により、契約金額の100分の3に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

3. 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 申請者は法人等団体に限る（個人での申請はできない。）。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (3) 法人等団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支

配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 法人等団体の役員であって代表権を有するもののうちに成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがある法人等団体に該当しないこと。
- (5) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた法人等団体又は更生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした法人等団体（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた法人等団体を除く。）に該当しないこと。
- (6) 国税又は地方税を滞納している法人等団体に該当しないこと。
- (7) 共同企業体による申請でないこと。

4. スケジュール

◆**詳細について、「5. 参加手続き」を必ず熟読すること。**

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 平成30年7月9日(月) | 実施要領、仕様書配付
参加意思表明書受付開始 |
| (2) 平成30年7月17日(火) | 業務説明会
申請書類受付開始
質問書受付開始 |
| (3) 平成30年7月18日(水) | 質問書受付終了 |
| (4) 平成30年7月23日(月) | 質問書に対する回答 |
| (5) 平成30年7月24日(火) | <u>参加意思表明書受付終了</u> |
| (6) 平成30年7月25日(水) | <u>申請書類受付終了</u> |
| (7) 平成30年8月7日(火) | プレゼンテーション |
| (8) 平成30年8月中(予定) | 審査結果(採否)通知
優先交渉権者決定 |
| (9) 平成30年8月中(予定) | 契約締結 |

5. 参加手続き

- (1) 実施要領、仕様書の配布

- ①配付期間 平成30年7月9日(月)から平成30年7月24日(火)まで
- ②配布場所 市ウェブサイトからダウンロードまたは東大阪市役所本庁舎16階

教育委員会社会教育部青少年スポーツ室にて手渡し

(2) 参加意思表明書の提出期間及び提出先

①申込期間 平成30年7月9日(月)から平成30年7月24日(火)まで

②申込方法・申込先

参加意思表明書(様式第1号)に必要事項を記入し、下記あてに持参または郵送。
持参の場合は、土、日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分までとする。郵送の場合、書留郵便で提出期限までに届いたものに限る。

※提出期限までに参加意思表明書(様式第1号)の提出がない者は、本プロポーザルへの参加はできない。

(郵送宛先)

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号(本庁舎16階)

東大阪市教育委員会 社会教育部青少年スポーツ室

(3) 業務説明会

①開催日時 平成30年7月17日(火)午前10時30分から

②実施場所 東大阪市役所本庁舎11階 会議室2

③参加人数 1団体(法人)2名以内

※説明開始時刻に遅刻もしくは不参加の場合は、プロポーザルに参加できない。

(4) 質問事項の受付及び回答

委託業務の内容、応募手続等について質問事項がある場合には、下記により質問書を提出。

① 受付期間

平成30年7月17日(火)から平成30年7月18日(水)午後5時30分まで
(時間厳守)

②受付時間

土、日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分まで

③質問事項提出書式

質問書(様式第7号)

④質問事項提出先・方法

東大阪市教育委員会社会教育部青少年スポーツ室

電子メールアドレス(seishonen@city.higashiosaka.lg.jp)に送信すること。メールのタイトルは、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務質問書【会社名】」とする。

⑤回答方法

平成30年7月23日（月）に質問者及び説明会参加者に対し、FAXまたはE-Mailにて回答する。ただし、質問や回答に経営上の利益や地位を犯す恐れのある内容が含まれると市が判断した場合は、回答できない場合がある。

⑥留意事項

申請資格を有さないと認められる方、又は欠格事由に該当すると認められる方からの質問には、回答をお断りする場合がある。

(5) 申請書類

参加意思表明書を提出した者は、次に掲げる書類を9部(正本1部、副本8部)提出すること。

※正本には代表者印を押印すること。

- ①誓約書（様式第2号）
- ②団体（法人）概要書（様式第3号）
- ③直近2年の財務状況（貸借対照表、損益計算書等）（様式不問）
- ④業務委託契約実績書（様式第4号）
- ⑤提案書（様式第5号）
- ⑥見積金額書（様式第6号）並びに見積書（様式不問）及び見積詳細（様式不問）

※見積金額書（様式第6号）には、必ず見積書及び見積詳細を添付し、本案件にかかるすべての費用の税込合計金額を示すこと。また、算出根拠等を詳細に記載すること。

(6) 申請書類提出期間及び提出先

①申請書類提出期間

平成30年7月17日（火）から平成30年7月25日（水）午後5時30分まで
（時間厳守）

※受付は、土、日及び国民の祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分までとする。

②申請書類提出先

東大阪市教育委員会社会教育部青少年スポーツ室(東大阪市役所本庁舎16階)の窓口へ**持参**すること。（郵送不可）

(7) 申請書類作成等にあたっての留意事項

- ①形式は、A4版縦、横書きの印刷物とし（A3用紙の綴込可）、表紙、目次、ページ付けしたものを簡易製本（左綴）すること。
- ②事業にかかる企画提案に要する経費は、すべて団体（法人）の負担とする。
- ③一団体（法人）一提案とする。

- ④提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、書類提出後の修正・差替えは不可とする（本市が補正等を求める場合を除く。）。
- ⑤仕様書に掲載のない業務であっても、本事業の趣旨に沿ったもので団体（法人）が必要であると思われる事項があれば提案してもよい。
- ⑥見積書は、人件費・諸経費等の積算が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ⑦見積書の提案上限金額は7,000,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額は提案があった場合は失格とする。
- ⑧正本には代表者印を押印すること。

（8） 辞退

参加申込を行った後に応募を辞退するときは、辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、申請書類提出期限を経過しても申請書類の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなす。但し、その際も必ず辞退届（様式第8号）を提出すること。

また、参加を辞退した場合でも、今後、他の入札時等において不利益な扱いをすることはない。

6. プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは次の日程で実施する。

（1） 開催日時

平成30年8月7日（火）

※各者の実施日程および実施場所等については、平成30年7月30日（月）午後5時30分までに参加意思表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで連絡する。連絡がない場合は、社会教育部青少年スポーツ室まで問い合わせを行うこと。

（2） 開催場所

東大阪市役所本庁舎

（3） 時間（25分程度）

ア. プレゼンテーション（15分以内）

イ. ヒアリング（10分程度）

（4） 参加人数

参加者は、1団体（法人）2名程度にすること。

（5） 留意事項

ア. プレゼンテーションで提案者が説明する内容は、提案書において提示した内容であること。

イ. パワーポイント使用可（スクリーンのみ市が用意する。パソコン等必要機材は、

提案者にて用意すること。)

ウ. 選定は、申請書類一式、プレゼンテーションに基づき選定委員が審査及び採点を行い、総合的に最も優れた内容の提案をした事業者を優先交渉権者とする。なお、事業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については、失格とし、その場合は失格者を除いた者から最高得点者を優先交渉権者とする。また、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、採用するか判定する。

エ. その他、開始時間等の詳細はメールにて連絡する。

7. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者が参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 申請書類受付期限までに書類が整わなかった場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8. 審査

- (1) 審査基準及び配点

別表1 評価表のとおり

- (2) 審査方法

応募書類、プレゼンテーションの内容をもって審査し、総合的に判断し最も優秀であると認められた1団体(法人)を選定する。

9. 選定結果の通知

審査結果については、平成30年8月中(予定)にプレゼンテーション参加者へ送付する。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。

10. 契約の締結

提案の内容と市の意向について契約交渉を行った上、合意(予算の範囲内で適正な業

務が行えると判断される場合) が得られた時点で随意契約による契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

- (1) 本業務に関する契約書は、本市所定の書式を用いることとする。
- (2) 企画提案作業の過程で本市が得た情報等については、一切の権利が本市にあるものとする。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載または重大な瑕疵等があった場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。

1 1 . 担当窓口について

担当窓口は次のとおりとする。

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市教育委員会 社会教育部青少年スポーツ室

TEL : 06-4309-3281

FAX : 06-4309-3835

E-Mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務プロポーザル評価表

別表1

評価大分類	評価項目	評価内容詳細	配点
放課後児童健全育成事業への理解	業務の理解度	放課後児童健全育成事業に関する知識を有しているか	20
		児童福祉法に基づく事業の研修を行う事業者としての責任感を持っているか	
企画提案書の内容が適切であること	研修方法・内容	研修目的を理解した提案内容となっているか	50
		障害児に対応するための専門研修に対する提案内容	
		初任者向け研修に対する提案内容	
		全体研修に対する提案内容	
	適格性及び実現可能性、サービスの向上	研修講師の選定方法、選定基準が妥当であり、また、確実に手配することが出来るか	
		研修の進め方や資料に関して、受講者の理解を促進するための工夫点や考え方が提案されているか	
研修内容及び運営の質を向上するための工夫や考えが明確に提案されているか			
業務を行う上での実施能力	実施体制	必要な事務体制が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか	30
		実施にあたっての事業計画、会場の確保、スケジュールに無理がなく、妥当であるか	
	概算見積額	算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか	
	事業実施能力	類似業務履行実績から、本業務の実施計画は実現性が高いか	

様式第1号

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

団体の名称

代表者氏名

印

参加意思表明書

東大阪市の実施する「東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託」プロポーザルについて参加します。

なお、本件に係る連絡先は下記のとおりです。

記

1. 連絡先

所在地	
名称	
電話番号	
E-mail	
担当者	

様式第2号

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

団体の名称

代表者氏名

⑩

誓約書

東大阪市の実施する「東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託」プロポーザルへの応募にあたり、下記の事項について、誓約いたします。

記

1. 東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に規定する応募資格を満たしていること。
2. 上記のほか、実施要領に定める事項を了知し、これを遵守すること。
3. この誓約書のほか東大阪市の提出する書類が事実と相違ないこと。

様式第3号

団体（法人）概要書

団体の名称		
代表者氏名		
設立年月日		
経歴・沿革 ※別紙書類の 添付も可		
従 業 員 数	役員（又は個人事業主）	名
	正社員（又は専従者）	名
	パート・アルバイト等	名
主 たる 業 務 内 容		
資 本 金		
本社所在地		
市内の支店 営 業 所	有 ・ 無 (無い場合、近隣の営業所の有無も記入してください。)	
支店・営業所 の 所 在 地		

様式第4号

業務委託契約実績書

官公庁等での類似業務の受託実績

事業名	実施場所	事業概要 (事業概要、利用者数等事業規模記入)	実施期間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月

※行が不足する場合は、任意に追加ください。

【特記事項】

※別紙添付可

様式第5号

提 案 書

1. 受託に際しての考え方

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に基づく事業です。このことを踏まえ、放課後児童健全育成事業に従事する職員の研修を実施する場合の貴団体の考え方を記載してください。

様式第5号

提 案 書

2. 障害児に対応するための専門研修について

企画、提案をしてください。

→障害児に対応するための専門研修は、専門的知識を身につけ、職場において障害児対応の指導的役割を担う職員を育成できるように企画すること。

様式第5号

提 案 書

3. 初任者研修について
企画、提案をしてください。

様式第5号

提 案 書

4. 全体研修について

(1) テーマの例を複数、提案をしてください。

(2) テーマ別に企画、提案をしてください。

提 案 書

5. 研修の企画、運営

- ア 契約日から研修実施までの全体スケジュール（教材作成・研修実施日程（クール）を含む）を提案すること。
- イ 研修会場（会場名、収容人数、所在地、最寄駅）を提案すること。
- ウ 研修講師の選定方法及び選定理由について提案すること。
- エ 研修の企画、運営について、确实、効果的、効率的な事業実施のための工夫等について記載すること。
- オ 事業の実施体制について記載すること。

様式第5号

提 案 書

6. その他

特記事項や、本件に関連して新たに提案したい事項があれば記載してください。

様式第 6 号

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

団体の名称

代表者氏名

印

見 積 金 額 書

東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託の見積金額は、下記のとおりです。

記

見積金額

金 _____ 円 (消費税相当額を含む)

※見積金額の費目、内訳、詳細等は、見積書及び見積詳細のとおり

※見積金額は、上限金額を 7,000,000円以内とします。上限金額を超える提案は失格となります。

様式第7号

質問書

(東大阪市留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託プロポーザル)

団体の名称	
住所	
代表者氏名	
電話番号	
担当者	

【質問事項・内容】

--

様式第8号

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住 所

団体の名称

代表者氏名

印

辞 退 届

「
」は、東大阪市の実施する「東大阪留守家庭児童育成クラブ職員総合研修業務委託」プロポーザルに参加申込をしましたが、
辞退します。